

# 自動車税（種別割）のグリーン化税制について

環境負荷の小さい自動車に対しては自動車税（種別割）の軽減を行い、環境負荷の大きい自動車に対しては重課を行う制度です。

## ● 環境負荷の小さい自動車

初めて新規登録（以下、「新車新規登録」といいます。）された自動車について、新車新規登録をした翌年度の税率が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは1年度分のみです。）

区分	令和5年度に新車新規登録した場合 (令和6年度の税率が軽減されます。)	
電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車（自家用・営業用を問わない）	税率を概ね75%軽減	
ガソリン自動車、LPG自動車、クリーンディーゼル車（営業用乗用車に限る）	令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成
	税率を概ね50%軽減	税率を概ね75%軽減

※「ガソリン自動車、LPG自動車」は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車に限ります。

※「クリーンディーゼル車」は平成30年度排出ガス基準適合車又は平成21年排出ガス基準適合車に限ります。

## ● 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から11年を超えるディーゼル自動車及び13年を超えるガソリン自動車（LPG自動車を含む）の税率は概ね15%（一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね10%）高くなります。

なお、電気自動車、天然ガス自動車（ガソリン又は軽油との併用車は除く）、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン）、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。令和6年度の重課対象となる自動車は下表のとおりです。

対象自動車	初度登録年月
ディーゼル自動車	平成25年3月31日以前
ガソリン・LPG自動車	平成23年3月31日以前

（例）平成22年4月1日に新車新規登録した総排気量1,990ccの自家用ガソリン乗用車の場合

令和5年度までの税率：39,500円（標準税率）

令和6年度の税率：45,400円（15%重課）